

## 「口座管理機関に関する命令の一部を改正する命令」について

金融庁、法務省及び財務省は、口座管理機関に関する命令（平成 14 年内閣府・法務省・財務省令第 2 号）を改正し、本日、「口座管理機関に関する命令の一部を改正する命令」を公布しました。

### 1. 改正の概要

外国の金融機関等が、振替機関から口座の開設を受けて、自己の顧客のために社債等の振替を行うための口座を開設する口座管理機関となるには、主務大臣の指定を受ける必要があります（社債、株式等の振替に関する法律第 44 条第 1 項第 13 号）。

今般の「口座管理機関に関する命令」（内閣府・法務省・財務省令第 2 号）の改正は、その指定に関する手続を定めるものです。改正後の命令においては、以下のよう  
な事項が規定されています。

- (1) 指定を受ける場合又は指定の取消を受ける場合には、(a)名称及び本店所在地、(b)代表者の氏名、(c)外国において他人の権利を管理することについて許認可を受けている旨、(d)指定国内上位機関（国内の口座管理機関のうち、指定申請者が指定する者）の名称を記載した所定の申請書を提出すべきこと。当該指定申請書には、所定の添付書類（日本語訳も）を添付すべきこと。
- (2) 上記(1)の指定申請書に記載した事項が変更になった場合には、遅滞なくその変更を当局に届け出ること。当該変更届出書には、当該変更を確認できる書類（日本語訳も）を添付すべきこと。
- (3) 申請や届出は指定国内上位機関を経由すべきこと。

### 2. 施行期日

平成 21 年 8 月 1 日

### 3. 経過措置等

施行日において既に法第 44 条第 1 項第 13 号の指定を受けている者は、施行期日から 6 か月以内に、上記 1. (1)の(a)~(d)の事項を記載した書面を、当局に提出する必要があります。また、この書面に記載した事項について変更があった場合には、上記 1. (2)と同様に、遅滞なくその変更を当局に届け出る必要があります。